

返戻金制度について(返戻金制度に関する事項)

返戻金制度とは、弊社の紹介により就職した求職者が入社後 6 ヶ月以内に求職者本人の都合による退職または本人の責に基づく解雇により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合……………紹介手数料の 50%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合……………紹介手数料の 30%
- (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に退職した場合……………紹介手数料の 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料人材紹介基本契約書により、上記の内容と異なる別の定めをする場合があります。その場合は、有料人材紹介基本契約書に定めを優先するものとします。

株式会社 キャリアパワー

有料職業紹介事業許可番号 26-ユ-020025